

**個人情報保護法令和 2 年改正の公的部門への反映の考え方【案】**

令和 2 年 1 0 月  
内閣官房 I T 総合戦略室

個人情報保護法令和 2 年改正の改正内容のうち、公的部門（国の行政機関及び規律移行法人以外の独立行政法人等）に対しても反映することが適当な事項について、今般の一元化に併せて所要の措置を講ずることとする<sup>12</sup>。

**1. 公的部門においても措置が必要と考えられる事項（検討中のものを含む）****① 漏えい等発生時の委員会報告等の義務化（新個人情報法第 2 2 条の 2）**

個人の権利利益を適切に保護する観点から、公的部門においても、保有個人情報の漏えい等が発生した場合の個人情報保護委員会への報告及び本人に対する通知義務に係る規定を置くこととする。

**② 不適正な利用の禁止（新個人情報法第 1 6 条の 2）**

現行法は、個人情報の不適正取得の禁止（個人情報法第 1 7 条第 1 項）について、独立行政法人等個人情報保護法には同趣旨の規定を置いているが（独個法第 5 条）、行政機関個人情報保護法には対応する規定を置いていない。これは、行政機関における個人情報の取得が適正に行われるべきことは特別の法律を待たずとも当然要請されるところであり（憲法第 7 3 条第 1 号）、行政機関の職員に対しては法令遵守義務が課せられていることからしても（国家公務員法第 9 8 条）、改めて明文の規定を置く必要はないと考えられてきたためである。

これと同様の考え方を採れば、不適正な利用の禁止についても、独立行政法人等については同趣旨の規定を置きつつ、行政機関については特段の規定を置かないことも考えられる。

しかしながら、官民データ活用（官民データ法第 1 条）を推進し、公的部門と民間部門の間における個人情報の利活用を進めていく上では、民間の個人情報取扱事業者と同様、行政機関についても、明文で不適正な利用を禁止する旨の規定を置くことが適当である。

そこで、今回の一元化を機に、個人情報の利用に対する国民の信頼確保の観

<sup>1</sup> 規律移行法人については、原則として一般の個人情報取扱事業者と同様の規律を適用することとなるため、個人情報保護法令和 2 年改正における改正事項も原則としてそのまま適用されることとなる。

<sup>2</sup> 地方公共団体及び地方独立行政法人に対しても、今般の一元化に併せて、国の公的部門と基本的に同様の措置を講ずることとする。

点から、独立行政法人等については勿論のこと、行政機関についても、個人情報の不適正利用の禁止に係る規定を置くこととする（併せて、今回の一元化を機に、行政機関についても、個人情報の不適正取得の禁止に係る規定を置くこととする）。

### ③ 個人関連情報の創設（新個情法第26条の2）

公的部門においても、行政機関等が個人情報に該当しない情報を第三者に提供した結果、提供先において本人が識別される個人情報となり、本人の権利利益を侵害することとなる可能性は排除されないことから、民間部門に準じた一定の規律を置くことを検討中。

### ④ 外国にある第三者への個人データ提供時の本人への情報提供の充実等（個情法第24条）

今般の一元化を機に、公的部門を含めたGDPR十分性認定への対応を視野に入れ、本人の同意に基づき取得した保有個人情報を、公的部門から外国の第三者に対して提供する場合について、新個情法第24条に相当する規定を置くことを検討中。

## 2. 公的部門における措置は基本的に不要と考えられる事項

### ① 利用停止・消去等請求権の要件緩和（新個情法第30条第5項）

公的部門においては、法令の定める所掌事務・業務に必要な範囲内でしか個人情報を保有することはできず（行個法第3条第2項等）、法違反の場合以外で利用停止・消去等請求権の行使を認める必要のある場合は想定されないため、措置不要と考えられる。

ただし、上述のとおり、今般の法改正において、公的部門においても個人情報の不適正な取得・利用の禁止に係る規定を置くことに伴い、不適正に取得又は利用された個人情報の利用停止に係る規定を置くこととする。

### ② 仮名加工情報の創設（新個情法第2条第9項及び第10項、第35条の2並びに第35条の3）

仮名加工情報制度は、企業等におけるイノベーションを促進する観点から、専ら内部分析に用いる個人情報について一部の義務を緩和する趣旨で創設された制度であるところ、公的部門では、現行法の下でも、保有個人情報の目的内利用（行個法第8条第1項等）又は相当な理由のある内部利用（行個法第8条第2項第2号等）に該当すれば、仮名加工情報に相当する情報の作成・利用が可能となる。このため、民間部門と同様の措置は不要と考えられる。

ただし、今般の法改正において、公的部門における個人情報の定義におい

ても容易照合可能性を要件とする結果、行政機関等が仮名加工情報を取得した場合、これが個人情報に該当しないこととなり得る。このため、行政機関等が取得した仮名加工情報の取扱いについて、民間部門に準じた一定の規律（安全管理措置及び識別行為禁止義務）を置くこととする。

**③ 保有個人データの開示方法の指示（新個情法第28条第1項）**

公的部門においては、既に開示請求者が開示方法を選択できる仕組みとなっているため（行個法第24条第3項等）、法律上の措置は不要と考えられる。

その一方、開示請求者は、行政機関等が情報化の進展状況等を勘案してそれぞれ定める選択肢の中から開示方法を選択することとされているため（同条第1項等）、統一的な政府方針の策定等を通じて、政府全体として開示のデジタル化対応を計画的に推進していくこととする。

以 上